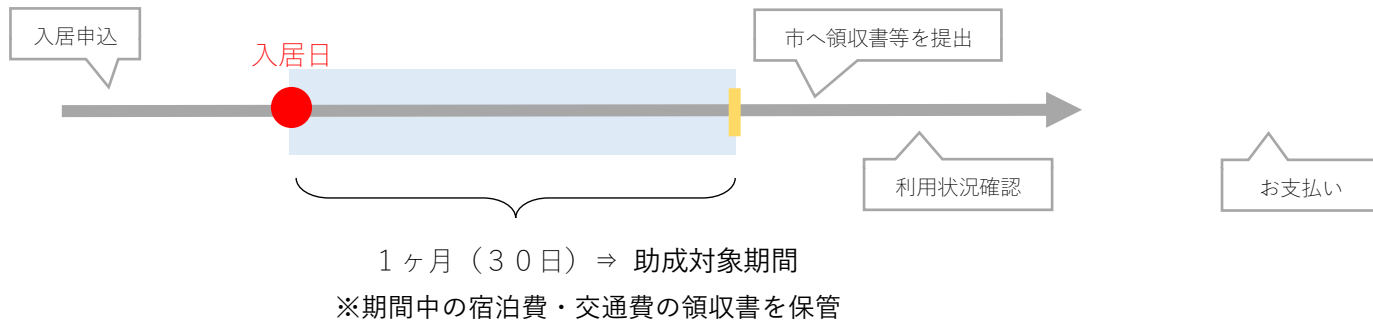


Move to しずおか「新しいビジネス様式」支援事業 お支払い手続きについて（参加法人向け）

静岡市経済局産業振興課

1 お支払いの流れ ※事後払いとなります。



- (1) 施設への入居、勤務
 - (2) 入居日から30日間（助成対象期間）経過後、市へ支払いに係る必要書類を提出
 - (3) 〈市〉領収書等での利用状況確認→支払い手続き
 - (4) 領収書の受領後、3週間程度で法人口座へ振込み
- ※1ヶ月分の施設利用料は、施設から市へ直接請求されるため、手続き不要です。

2 助成対象費用

- ・施設月額利用料（1ヶ月分）※オプション費用除く
 - ・入居日から起算して30日間に発生した宿泊費、往復交通費
- ※実施期間（令和3年4月1日～令和4年2月28日）外に発生した費用は対象となりません。

3 提出書類

助成対象期間経過後 **10日以内**に、以下の書類を産業振興課に提出してください。

【メール送付可】※フルカラースキャン PDF

- (1) 宿泊費・交通費の内訳が分かる書類（領収書の写し等）※法人名がわかるもの
- (2) 参加者の名刺（参加者の変更があった場合）

【郵送で提出】

- (3) 口座振込依頼書：振込先の法人口座を記載
- (4) 委任状：参加者から法人への、金銭受領の委任

4 問合せ・書類提出先

静岡市 経済局 産業振興課 企業立地係（静岡市清水区旭町6番8号）

メール：sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp 電話：054-354-2407